

12月15日、22日開催 審査した内容(報告事項10件)

報告事項 鎌倉市商工業振興計画の策定状況について

鎌倉市商工業振興計画は、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の施策を前提とした、商工業および労働に関する分野別振興計画であり、「働く場」の確保と「働く環境」の整備を2本の柱にした職住近接のまちづくりを進め、「働くまち」を実現するための具体的施策を示す計画です。

同計画は、令和2年度に策定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う本市の商工業への影響を踏まえた再検討を行うため、令和4年(2022年)10月に同計画の推進委員会を再開、12月下旬から、パブリックコメントを実施し、令和5年(2023年)3月に同計画を策定する予定であるとのことです。

委員会では、報告事項について了承されました。

なお、市民環境常任委員会では、「社会情勢の変化に対応する観光商工振興策について」の所管事務調査を行っており、12月26日の本会議において、当該調査の中間報告を行いました。

※4面の「市民環境常任委員会所管事務調査の中間報告を実施」を参照

商工業振興計画(働くまち推進計画) 2023年4月~2033年3月



12月19日開催 審査した内容(議案7件、報告事項5件)

報告事項 スマートシティへの取組について

鎌倉市では「世界に誇れる持続可能なまち」「誰もが生涯にわたって自分らしく安心して暮らすことができる共生社会」の実現をより一層力強く進めるため、スマートシティ(※)の推進に取り組んでおり、令和4年(2022年)3月、基本的な考え方や方向性を取りまとめた「鎌倉市スマートシティ構想」を策定しました。

委員会では、合意形成プラットフォームに関する地域での試験運用の実施、スマートシティ庁内検討委員会およびスマートシティ官民研究会の開催、3Dプリンターを使ったワークショップや展示会の開催など、以下の取り組みの柱ごとに事業の進捗について報告があり、了承されました。

- 柱1:多くの市民が参加できる合意形成プラットフォームの構築
- 柱2:データ連携基盤の整備・オープンデータの拡充
- 柱3:官民協業のユースケース等の創出とスマートシティサービスの実証
- 柱4:戦略的広報と調査・研究の推進

※スマートシティとは、先端技術やデータを活用し、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、人口減少・少子高齢化等の社会課題を克服して市民生活に快適性や利便性などの新たな価値を創出する、持続可能な都市や地域のことをいいます。

市民環境常任委員会

常任委員会

総務常任委員会

建設常任委員会

審査の一部を紹介します

教育福祉常任委員会

12月16日開催

審査した内容(議案4件、陳情4件、報告事項9件)

報告事項 土地利用調整制度の見直し大綱に基づく条例策定に向けた取組状況について

「まちづくり条例」「開発事業条例」および「特定土地利用条例」からなる土地利用調整制度については、令和4年(2022年)1月に「土地利用調整制度の見直し大綱」を作成し、令和4年(2022年)12月の条例改正に向けて検討を進めてきましたが、予想を超える検討が必要となり、条例改正のスケジュールを令和6年(2024年)9月に延期するとのことです。

主な検討項目

- ①新たなまちづくりルール「地区まちづくり計画」の認定基準などの検討
- ②大規模な工場等の土地における施設整備の事業計画について、市長の認定を受けた事業については、手続きや基準を緩和できる新たな認定基準の検討
- ③道路基準の改正に向けて、現行の基準が地域の環境に即した良好な計画誘導に寄与しているか、適切な道路幅員の検討

委員会では、報告事項について了承されました。

報告事項 鎌倉市耐震改修促進計画の改定について

本計画は、「旧耐震基準」に基づき建築された建築物の耐震化を計画的に促進することにより、安全・安心なまちづくりを実現することを目的に策定したものであり、国の基本方針の改正や県の計画の改定に伴い改定しようとするものです。

今回の改定では、令和4年度から12年度までの間に、住宅および多数の者が利用する建築物について、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標として、12月下旬から素案について意見公募を行い、令和4年度末までに改定するとのことです。

委員会では、報告事項について了承されました。

12月14日開催

審査した内容(議案3件、陳情2件、報告事項8件)

議案第57号 鎌倉市子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号 鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号は、おなり子どもの家「こぼと」の位置・利用定員、にしらかまら子どもの家「こまどり」の利用定員を改め、また、議案第58号は、放課後子どもひろばおなりの位置を改めるものです。

このうち、おなり子どもの家「こぼと」および放課後子どもひろばおなりについては、旧鎌倉市立図書館の改修および増築工事の竣工が令和5年(2023年)2月に予定されており、これに伴い、運営場所を新施設に移転するため、それぞれの位置を「御成町18番10号」から「御成町18番35号」に、おなり子どもの家「こぼと」の利用定員を62人から61人に改めます。

また、にしらかまら子どもの家「こまどり」については、利用定員を32人から43人に改めます。

委員会では、採決の結果、2件ともに総員の賛成により可決されました。



おなり子どもの家「こぼと」・放課後子どもひろばおなりの移転先の外観

陳情の議決結果

12月定例会では、19件の陳情が提出されました。そのうち、13件を全議員に配付し、6件を各常任委員会に付託し審査を行いました。

付託した6件のうち、4件を議決不要とし、本会議において2件を採択しました。

結論が出た陳情の要旨および結果は次のとおりです。

【採択した陳情】

◇鎌倉市立山崎小学校トイレ改修についての陳情(陳情第25号)

陳情の要旨

山崎小学校のトイレは和式のものが多く、災害時に避難所として使用する際や地域のスポーツ団体等が使用する際に、高齢者にとっては和式トイレの使用が困難であることから、トイレの洋式化を求めるものです。

教育福祉常任委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

◇鎌倉市立山崎小学校トイレ改修についての陳情(陳情第26号)

陳情の要旨

山崎小学校のトイレは老朽化しており、不衛生であるため、使用に抵抗がある児童や、和式トイレが多く、使用に困難を抱える児童が多数いることから、トイレの改修を求めるものです。

教育福祉常任委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

可決した意見書

12月定例会では、次の意見書提出に係る議会議案を可決しました。なお、可決した意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に提出しました。

保育士の配置基準の見直しを求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子どもを生み育てることのできる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。

現在、保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に取り組んでいる。また、通常業務に加えて、新型コロナウイルス感染症予防に努めるべく、保育現場では徹底した衛生管理を行っており、こうした業務も常態化している。

このように、保育士は過重な労働環境に置かれており、精神的・肉体的な負担が大きくなっているため、早期離職者や、保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない者も多く、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっている。

こうした中、保育士の処遇については、近年、公定価格への加算等により、一定の充実が図られているが、国の保育士配置基準については、53年前に改善はあったものの、特に4・5歳児クラスは74年前から見直しされておらず、多様な保育ニーズに対応できていない状況にある。

コロナ禍において、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、業務が多忙化する中で、保育サービスの担い手を確保するためにも、保育士の配置基準の見直しを行う必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、保育士確保に加えて、保育士の配置基準を見直すとともに、必要な財源を十分に確保するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年(2022年)12月26日